

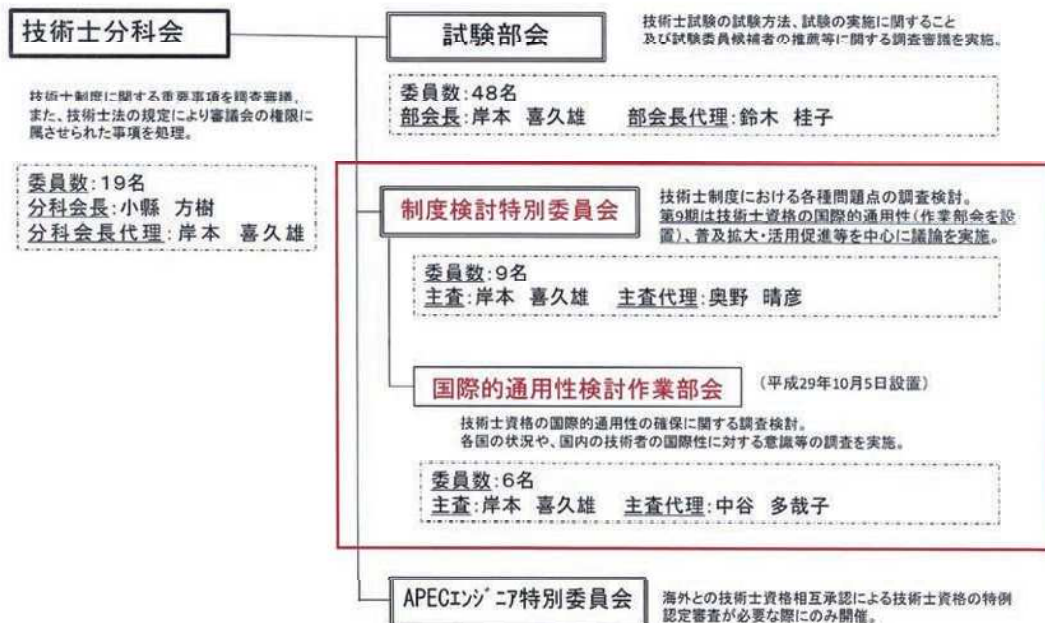
技術士を巡る状況について

与党技術士議員連盟事務局長 技術士（農業部門）
参議院議員 進 藤 金日子

1. 与党技術士議員連盟の活動状況
2. 文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会の動向
3. 技術士制度の見直しに関する検討状況
4. その他

科学技術・学術審議会技術士分科会の構成 (現在第9期:平成29年2月～平成31年2月)

H30. 6. 20 与党技術士議員連盟総会資料
文部科学省提出



1. 科学技術・学術審議会技術士分科会等における検討状況

(1) 技術士分科会における報告書の取りまとめ

技術士分科会においては、平成28年12月に「今後の技術士制度の在り方について」を取りまとめ。
(別添参照)

当該報告書においては、今後の技術士制度の在り方について、

- ・技術士制度の活用の促進
- ・技術士資格の取得を通じた資質向上
- ・技術士資格の国際通用性の確保

が重要であるという基本的な考え方の下、「技術者のキャリア形成過程における技術士資格の位置づけ」や、「技術士に求められる資質能力(コンピテンシー)」を提示するとともに、①第一次試験、②実務経験、③第二次試験、④技術部門・選択科目、⑤総合技術管理部門、⑥継続研さん(CPD)、⑦普及拡大・活用促進について、今後の検討が必要としたところ。

(2) 報告書を受けた取組

- 上記報告書を受けて、文部科学省においては、③第二次試験、④技術部門・選択科目、及び⑦普及拡大・活用促進(うち他の国家資格との相互活用)について、平成29年12月28日付けで必要な省令改正を実施。平成31年4月1日付けで施行予定。(詳細はP. 2参照)
- 技術士分科会においては、現在、報告書において更に検討が必要とされている事項について、⑦普及拡大・活用促進のうち「技術士資格の国際的通用性」を中心に検討。
平成29年10月には、技術士分科会の下での制度検討特別委員会に、新たに国際的通用性検討作業部会を設置し、若手の技術士等からのヒアリングによる論点の抽出等を実施中。(詳細はP. 3参照)

2

2. 技術士法施行規則の一部を改正する省令

(平成29年12月28日公布、平成31年4月1日施行)

主な改正内容は以下の通り。

① 第二次試験の試験科目(選択科目)の改正 (技術士法施行規則第11条)

前回(平成16年度)の選択科目の見直しから10年以上が経過し、経済社会が変化している中、現在の技術士に複合的なエンジニアリング能力が求められていることを踏まえ、細分化されていた第二次試験の選択科目を、20部門 96科目から、20部門 69科目に大きくり化。

(例)航空・宇宙部門:選択科目の「機体システム」、「航行援助施設」、「宇宙環境利用」を大きくり化し、「航空宇宙システム」とした。

② 他の国家資格との相互活用の促進 (技術士法施行規則第6条、第7条)

名称独占である技術士資格の普及拡大・活用促進を図るためには、他の国家資格との相互活用(試験等の免除)も重要であり、様々な国家資格との類似性等の比較検証、活用可能性についての検討の結果、以下の2つの試験との相互活用を行うことが適当とした。

1) 中小企業診断士試験

中小企業診断士試験第二次試験合格者又はこれに相当するもの に対し、技術士第一次試験専門科目(経営工学部門) を免除する。

2) 情報処理技術者試験

高度試験又は情報処理安全確保支援士試験の合格者 に対し、技術士第一次試験専門科目(情報工学部門) を免除する。

3

3. 国際的通用性検討作業部会での検討状況

- 現在、技術士分科会では、国際的通用性検討作業部会において、特に、技術士資格の国際的通用性について審議を進めており、こうした観点から、第一次試験の適正化、継続研さんの在り方などの項目に反映させることを想定して、国際的に通用する技術士としてどのようなことが必要か等について調査検討を進めている。

【作業部会において、国際的通用性の観点から審議を行っている事項】

- 第一次試験の適正化
- 技術士補及びiPD(初期能力開発)の在り方
- 継続研さん(CPD)の在り方、更新制の導入の可否
- 技術士資格の普及拡大・活用促進 等

※技術士資格に更新制を導入する場合は、技術士法の改正が必要になる可能性有

- 作業部会における審議に当たっては、
 - ・技術士が国際社会の中で活躍するための課題
 - ・海外における技術士の活用状況、国際業務で必要とされる資質能力
 等の観点から、実際に海外で活躍している技術士や若手技術士等から、ヒアリング調査を実施中。すでに計30名ほどから聞き取り調査を実施。
- また、併せて、資格制度としての課題を明確にするために、各国の類似の制度等の調査検討を進めているところ。これらヒアリング調査等で得た知見等を基に、今後の方針について審議を進めている。
- 今後、技術士分科会においては、国際的通用性検討作業部会からの報告を踏まえて、本年度中に、一定の中間的な取りまとめを行う予定。

4

1. 部門別技術士登録者数（平成30年3月末）

H30. 6. 20 与党技術士議員連盟総会資料
(公社)日本技術士会提出

- 技術士登録者を部門別にみると建設部門が45%（約5万人）を占める
- 次に、上下水道6%、機会5%、電気電子5%、農業5%と続く

部門	合計
建設	49,447
上下水道	7,012
機械	5,724
電気電子	5,650
農業	4,929
応用理学	4,428
衛生工学	3,179
情報工学	2,209
環境	1,935
経営工学	1,915
化学	1,626
金属	1,404
森林	1,398
繊維	774
水産	714
原子力・放射線	491
資源工学	480
生物工学	285
航空・宇宙	217
船舶・海洋	210
総合技術監理	14,938
合計	108,965

※登録者実数：89,780

部門別技術士登録者数（平成29年度末）



注：複数部門への重複登録有り（実数値は89,780人）

5

2. 更新制度の導入（国際通用性の観点から）

技術士と海外の技術者資格との比較

国名 項目	日本	米国	英国	シンガ ポール	韓国	香港	マレー シア
資格名称	技術士	PE	CE	PE	技術士	PE	CE,PE
資格付与 機関	文科省	州PE 評議会	EC-UK	PEB	NSIP	HKIE	BEM
登録者 総数(人)	90,000	約44万	176,000	14,000	47,000	14,000	10,000
更新期間	無し	1~3年	1年	1年	3年	1年	1年
更新研修	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
CPD	無し	0~15 PDH	記録のみ	40	90 (3年で)	30	25
協会への 加入	日本技術 士会	NSPE	IPE	IES	韓国技術 士会	HKIE	IEM
同上義務	任意	任意	資格要件	任意	事務所開 設の場合 必須	資格要件	資格要件

6

3. 更新制度の導入（基本的考え方）

案 項目	①現状	②登録・更新 (手続きのみ)	③登録・更新 +講習会 (全員一律)	④登録・更新 +講習会 (区分制)
対象	全員一律	全員一律	全員一律	希望者で区分
更新期間	なし	5年/回	5年/回	5年/回
講習会	なし	なし	全員一律	希望者のみ
CPD	なし	なし	20時間/年 (全員)	20時間/年 (希望者のみ)
名称使用	全員	登録・更新者 のみ可	登録・更新・講習 会受講者のみ可	登録・更新者可
評価	×	△	◎	△

7

4. 今後の方向性

- ①更新制度の早期導入を図りたい。
 - ・5年に1回の更新・登録制度
 - ・更新研修とCPD（20時間程度）を義務付け
- ②上記によって、技術士の国際通用性を図る。
- ③技術士資格の活用に関して、関係官庁と協議を進めて行きたい。